

平成十二年人事院規則二二―二

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）及び国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）に基づき、同法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続に関し次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、倫理法又は同法に基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。）の違反に係る調査及び懲戒の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の報告等）

第二条 任命権者は、次に掲げる行為を行う場合には、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）が定めるところにより、倫理法又は同法に基づく命令に違反する疑いのある行為の存在に関する文書の写しその他の必要な資料を添え、書面により行うものとする。

- 一 倫理法第二十二条の報告
 - 二 倫理法第二十三条第一項の通知
 - 三 倫理法第二十三条第二項の報告
 - 四 倫理法第二十三条第三項の報告
 - 五 倫理法第二十六条の承認の申請
 - 六 倫理法第二十八条第一項の規定により求められた意見の表明
 - 七 倫理法第二十八条第四項の規定による協議の申出
 - 八 倫理法第二十九条第二項の報告
- （退職に係る処分に関する協議）

第三条 任命権者は、職員（倫理法第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）に倫理法又は同法に基づく命令に違反する行為があると思料する場合において、当該職員に対し退職に係る処分を行おうとするとき（倫理法第二十八条第四項本文に定める場合を除く。）は、あらかじめ、審査会に協議しなければならない。

（共同調査）

第四条 審査会は、倫理法第二十五条の規定により任命権者と共同して調査を実施するときは、任命権者と協議の上、共同して調査を開始する時期、調査の態様その他共同調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査会による調査から任命権者による調査への移行）

第五条 審査会は、倫理法第二十八条第一項の調査を開始した後において、任命権者の意見を聴取した上、任命権者に調査を委ねることが適当であると認めるときは、同法第二十四条の規定により任命権者に対して調査を行うよう求めることができる。この場合において、任命権者が当該調査を開始したときは、同法第二十八条第一項の調査を中止するものとする。

（調査）

第六条 審査会は、法第十七条第一項の規定により、事情聴取、資料の提出要求、鑑定依頼その他の調査を行うことができる。

2 各省各庁の長等（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。以下同じ。）は、法第十七条第一項の規定により審査会から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、その者が審査会による調査に応ずるため必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

第七条 審査会は、法第十七条第二項の規定により証人を呼び出すときは、次に掲げる事項を記載した呼出状によらなければならない。

- 一 証人の氏名、住所及び官職又は職業
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 証言を求めようとする事項
- 四 正当な理由がなくて出頭しなかった場合又は虚偽の陳述をした場合の法律上の制裁

第八条 審査会は、法第十七条第二項の規定により文書又はその写しの提出を求めるときは、次に掲げる事項を記載した文書等提出要求書によらなければならない。

- 一 相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 文書等の名称その他の提出を要求する文書等を特定するに足りる事項
- 三 提出期限及び提出すべき場所
- 四 正当な理由がなくて提出しない場合又は虚偽の事項を記載した文書若しくは写しを提出した場合の法律上の制裁

第九条 審査会は、法第十七条第三項の規定により調査の対象である職員に出頭を求めて質問するときは、次に掲げる事項を記載した呼出状によらなければならない。

- 一 当該職員の勤務する官署又は事務所、官職及び氏名
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 陳述を求めようとする事項

2 各省各庁の長等は、法第十七条第三項の規定により審査会から出頭を求められた職員が請求した場合には、その者が出頭し質問に応ずるため必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

（調査員による調査）

第十条 審査会は、法第十七条第一項の規定により、国家公務員倫理審査会事務局の職員のうちから指名した調査員に、法第十七条第三項の立入検査及び第六条から第八条までの調査を行わせることができる。

2 審査会は、調査員に対し、別記様式の調査員証を発行し、交付しなければならない。

（雑則）

第十一条 審査会が懲戒処分を行った場合の規則二二―〇（職員の懲戒）第七条の規定の適用については、同条中「任命権者」とあるのは、「国家公務員倫理審査会」とする。

2 任命権者が倫理法又は同法に基づく命令に違反したことを理由として懲戒処分を行った場合の規則二二―〇第七条の規定の適用については、同条中「人事院に」とあるのは、「人事院及び国家公務員倫理審査会にそれぞれ」とする。

3 規則二二―〇第八条第一項の規定は、刑事裁判所に係属する間の倫理法又は同法に基づく命令に違反する行為に係る懲戒手続について準用する。この場合において、同項中「法第八十五条の人事院」とあるのは、「倫理法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第八十五条の国家公務員倫理審査会」と読み替えるものとする。

4 任命権者は、前項において準用する規則二二―〇第八条第一項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行おうとするときは、倫理法第二十六条の承認の申請をする際に、同項に該当することを確認した資料の写しを併せて提出するものとする。

第十二条 この規則に定めるもののほか、倫理法又は同法に基づく命令に係る調査及び懲戒の手続に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一二月二七日人事院規則一一三三） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年四月一日人事院規則一一三五） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年一月一四日人事院規則一一三七） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年九月二八日人事院規則一一五〇） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

（人事院規則二二一二の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 旧公社の職員であった者に関する第三十一条の規定による改正後の規則二二一二第一条から第三条まで、第十一条第二項及び第三項並びに第十二条の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、整備法附則第一百七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第百十二条の規定による改正前の倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

附 則 （平成二七年三月一八日人事院規則一一六三） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 （令和元年五月一七日人事院規則二二一二一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日人事院規則二二一二一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年四月一日人事院規則二二一二一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年三月三一日人事院規則二二一二一四）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記様式
表面

第百十条 左の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 (略) 三 第十七条第二項（中略）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者 四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由なくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者 五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者 五の二 第十七条第三項（中略）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述を、せず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（中略）を除く。）	NO. _____ 調 査 員 証
---	---------------------------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 6とし、厚紙を用い、中央点線の所から二つ折とすること。

裏面

下記の者は、人事院規則 222 第 10 条第 1 項の規定により指名した調査員であることを証する。 官職 氏名 _____ 生年月日 () 年 月 日 勤務官署 国家公務員倫理審査会事務局 所 在 地 発行年月日 令和 年 月 日 有効期限 令和 年 月 日 国家公務員倫理審査会	写 真 国家公務員法（抄） (人事院の調査) 第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。 2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。 3 人事院は、第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (国家公務員倫理審査会への権限の委任) 第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する審査請求に係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。
---	--